

別表 2

青少年育成団体助成金交付対象者選定要領

青少年育成団体助成金交付要綱（以下「要綱」と言う。）第3条第2項に規定された交付対象者の選定要領は以下のとおりとする。

（選定の実施）

第1条 交付対象者の選定は、申請された書類を審査して決定する。

2 審査は青少年育成鳥取県民会議育成活動部会（以下「部会」と言う。）が行う。ただし、応募団体に所属するなど直接関係する委員は審査に加わることはできない。

（選定の方法）

第2条 交付対象の選定に当たっては、交付申請のため提出された書類を別紙の基準で審査し、評価の高いものから順に交付対象者とする。

2 前項の評価が同点のものがある場合は、委員の多数決によって順位を決定する。

3 審査の最終決定は、委員全員の同意を得て決定とする。

（事務の実施）

第3条 部会の招集、書類の調整等選定の事務一式は、青少年育成鳥取県民会議事務局が行う。

（その他）

第4条 そのほか選定に必要な事項は、部会で協議し、決定する。

